

公立大学法人京都市立芸術大学が締結する有期労働契約の契約期間及び無期労働契約への転換に関する取扱いに関する規程

(平成27年3月3日理事長決定)

(平成31年3月27日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）における有期労働契約の契約期間及び無期労働契約への転換に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人の職員のうち、法人と期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結している、又は締結しようとしている者（公立大学法人京都市立芸術大学教員の任期に関する規程に基づき任期を定めて雇用された者を除く。）について適用する。

(有期労働契約の契約期間)

第3条 有期労働契約の契約期間は、次の各号に掲げる職員ごとに当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 任期付職員（任期を定めて雇用される職員をいう。） 5年以内とし、延長することができる。ただし、通算して5年を超えることはできない。
- (2) 特定業務職員 5年以内とし、延長することができる。ただし、通算して5年を超えることはできない。
- (3) 契約職員 1年以内とし、更新することができる。ただし、事務補佐員については、通算して5年を超えることはできない。
- (4) 非常勤講師 1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して5年を超えることはできない。
- (5) 非常勤嘱託員 1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して5年を超えることはできない。
- (6) 臨時職員A 6箇月以内とし、更新することができる。ただし、通算して1年を超えることはできない。
- (7) 臨時職員B 6箇月以内とし、更新することはできない。

2 前項各号における有期労働契約の契約期間の算定においては、就業形態を問わず、同一の利用者との契約期間とし、休職又は育児休業等により勤務しない期間を含むものとする。

3 第1項第1号から第7号における有期労働契約の契約期間は、一の有期労働契約の契約期間が満了した日と法人との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（以下「空白期間」という。）があり、当該空白期間が労働契約法（以下「法」という。）第18条第2項により通算契約期間に算入しないこととされている期間以上であるときは、

当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は当該空白期間後の有期労働契約の契約期間と通算しない。

(契約締結時の相互確認)

第4条 法人は、新たに有期労働契約を締結しようとする場合は、新たに有期労働契約を締結しようとする者（以下「採用予定者」という。）と、当該採用予定者が適用を受ける前条第1項各号のいずれかの契約期間について、同条第3項の空白期間の有無を相互に確認するものとする。この場合において、法人は、採用予定者から当該採用予定者の法人における過去の有期労働契約の契約期間について申告を受けるものとする。

(無期労働契約への転換)

第5条 平成25年4月1日以後に法人との間で締結された有期労働契約の契約期間を通算した期間（法第18条第2項により通算契約期間に算入しないこととされている期間は除く。）が5年を超え、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）への転換を希望する者は、現に締結している有期労働契約（以下「現定期労働契約」という。）の契約期間が満了する30日前までに、理事長に対し、無期労働契約転換申込書（第1号様式）により申し込むことにより、現定期労働契約の契約期間の末日の翌日から、無期労働契約に転換することができる。理事長は、無期労働契約への転換の申し込みがあったときは、事実確認のうえ、申込者に対し、すみやかに受理通知書（第2号様式）を交付する。

2 前項の規定により無期労働契約へ転換した場合、現定期労働契約の労働条件（労働契約の期間を除く。以下同じ。）と同一の労働条件とする。ただし、当該職員の同意を得た場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項については、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 平成27年3月31日に現に法人の職員で、かつ、平成27年4月1日に引き続いて法人の職員となったものについては、この規程第3条は適用しない。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

無期労働契約転換申込書

平成 年 月 日

公立大学法人京都市立芸術大学
理事長 様

申込者

所属 _____

氏名 _____ 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換を申込みます。

第2号様式（第5条関係）

無期労働契約転換申込受理通知書

平成 年 月 日

様

公立大学法人京都市立芸術大学

理事長

印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書については、受理しましたので通知します。